

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月26日（平成27年（行情）諮問第195号）及び同年11月11日（同第663号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行情）答申第669号及び同第670号）

事件名：「日米後方補給協力業務の参考」の開示決定に関する件（文書の特定）

「日米後方補給協力業務の参考」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『日米後方補給協力業務の参考』（最新版）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 第1巻 日米後方補給協力業務の参考（平成22年3月。統合幕僚監部）（紙媒体）

文書2 第1巻 日米後方補給協力業務の参考（平成22年3月。統合幕僚監部）（II 法令集の部分）（電磁的記録）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月25日付け防官文第19163号及び平成27年7月29日付け防官文第11910号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので

ある。また用紙のみ特定されたものに対しては電磁的記録を、電磁的記録のみ特定されたものに対しては用紙についても特定を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書（663号）

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

事実、処分庁は平成25年12月25日付け防官文第17119号

における開示決定でワード（Word）ファイルを特定・明示している。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

（ア）対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度（行情）答申第75号及び平成25年度（行情）答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

（イ）変更履歴の確認

ワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

（ウ）「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認すべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（平成18年8月3日付け防官文第7679号）では、「北朝鮮のミサイル発射について（案）」と題するワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 平成27年4月22日付け防官文第7004号で改めて開示決定を受けた，請求受付番号：2012.12.18-本本B891対象文書において，諮問庁は，前回開示において不開示としていなかった部分に墨消し措置を施して複写の交付を行っている。

これについては前回開示と見比べたため，異議申立人はその誤りを指摘することができたが，第1回開示であったなら指摘は不可能であった。

こうした事実から，「欠落している部分はない」との諮問庁の態度は謙虚さに欠けており，慎重に確認を行うべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

本件開示請求は，「『日米後方補給協力業務の参考』（最新版）＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては，法11条を適用して平成27年7月31日まで開示決定等の期限を延長した上で，まず，平成26年12月25日付け防官文第19163号により，文書1の表紙について開示決定を行い，平成27年7月29日付け防官文第11910号により文書1の残余の部分及び文書2について一部開示決定を行った。

##### (2) 文書1の電磁的記録について

ア 本件開示請求を受け，本件対象文書を保有している統合幕僚監部において，書庫，倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったところ，文書1は紙媒体でのみ管理しており，電磁的記録は保有していなかった。

イ 本件異議申立てを受け，確実に期すために再度同様の探索を行い，文書1の電磁的記録を保有していないことを改めて確認した。

##### (3) 法5条該当性について

本件対象文書のうち法5条6号に該当する部分については，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，同条3号に該当する部分については，我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから不開示とした。

##### (4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は，「国の解釈によると，『行政文書』とは，『開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として，文書1の表紙の電磁的記録についても特定を求めるが，上記2のとおり，文書1につい

ては電磁的記録を保有していない。

イ 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した文書2の電磁的記録は、PDFファイル形式及び文書作成ソフトにより作成されたファイル形式である。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで明示していない。

また、文書2は、統合幕僚監部の部内システムにより閲覧用として公開されていたものを特定したものであり、文書1については、上記2のとおり、本件対象文書を保有している統合幕僚監部において、書庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録の保有は確認できなかった。

ウ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。

エ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、上記イのとおり原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定しておらず、また、原処分において特定された本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、開示の実施は適切に行われている。

オ 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示の判断を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。

カ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分に

については開示すべきである。」として原処分取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

キ 以上のことから異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

各幕僚監部関係部署の局線及び専用線の電話及びファクシミリの番号については、法5条6号に該当し不開示としたが、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、同条3号の不開示事由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第195号及び同第663号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月26日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第195号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月11日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第663号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同月24日 審議（同上）
- ⑥ 同年12月14日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑦ 平成28年11月7日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第195号及び同第663号）
- ⑧ 同月22日 諮問庁から補充理由説明書を收受（平成27年（行情）諮問第663号）
- ⑨ 同年12月16日 審議
- ⑩ 同月26日 審議
- ⑪ 平成29年1月20日 平成27年（行情）諮問第195号及び同第663号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、自衛隊において「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「ACSA」という。）に基づ

き後方支援，物品又は役務を自衛隊と米国軍隊との間で相互に提供する場合の参考として使用できるよう統合幕僚監部により作成された文書である。

異議申立人は，原処分取消し，文書１の電磁的記録並びに文書２のPDF形式以外の電磁的記録及び紙媒体の特定を求めており，諮問庁は，本件対象文書の一部が法５条３号及び６号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

## ２ 本件対象文書の特定の妥当性について

(１) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，次のとおりであった。

ア 本件対象文書は，統合幕僚監部が保有している文書であり，文書１は平成２２年３月に作成され，業務の解説，法令集及び事例集の３部から成る紙媒体の文書であり，文書２は文書１の法令集の部分を随時更新し，統合幕僚監部の部内ネットワークに掲載している電磁的記録である。

イ 文書１については，その原稿を統合幕僚監部の担当者が電磁的記録として作成した上，当該電磁的記録を紙媒体に印刷し，同部内の決裁を受けた後，紙媒体により関係部隊に配布した。

ウ 上記イの関係部隊への配布後，文書１については，紙媒体のみを保存しており，原稿である電磁的記録については，必要がないため廃棄した。

エ 文書２は１４ファイルで構成されており，そのうち１３ファイルはPDF形式以外の電磁的記録であり，１ファイルについては文書１の一部をスキャナで読み取って作成したPDFファイルである。

(２) 本件対象文書を見分したところ，文書１については，その内容に照らすと，電磁的記録は必要がないため廃棄した旨の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。また，文書２のうち，上記(１)エの１ファイルについては，その内容に照らすと，PDF形式のみ保有している旨の諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず，その余の１３ファイルについては，随時更新してネットワーク上に掲載する用途に供している旨の上記(１)アの説明を踏まえれば，紙媒体を作成していない旨の諮問庁の説明は首肯できる。

さらに，この外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，防衛省において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（文書１の電磁的記録並びに文書２の紙媒体及びPDF形式以外の電磁的記録）を保有しているとは認められない。

## ３ 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には，ACSAに係る業務の窓口となってい

る自衛隊各幕僚監部関係部署の非公開の電話及びFAX番号等並びに米軍各部隊の部署名，非公開の電話及びFAX番号等が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，ACSAに係る業務の際の連絡や米軍との連絡に支障を来すなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあるとともに，米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，文書1の表紙を開示し，その余の一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は同条3号に該当すると認められるので，同条6号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分	不開示理由
1	<p>文書1及び文書2の法令集</p> <p>11 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第7条に基づく日本国防衛庁とアメリカ合衆国国防省との間の手続取極</p> <p>付紙C属紙A 2-11-20 (DSN電話番号を除く。)</p> <p>付紙C属紙B 2-11-21 (DSN電話番号を除く。)</p> <p>付紙C属紙C 2-11-22</p> <p>付紙C属紙D 2-11-23 (DSN電話番号を除く。)</p> <p>TAB A/ANNEX C 2-11-86 (DNS Telephoneを除く。)</p> <p>TAB B/ANNEX C 2-11-87 (DNS Telephoneを除く。)</p> <p>TAB C/ANNEX C 2-11-88</p> <p>TAB D/ANNEX C 2-11-89 (DNS Telephoneを除く。)</p> <p>の一部</p>	<p>各幕僚監部関係部署の局線及び専用線の電話及びファクシミリの番号が記載されており、これを公にすることにより、ACSA実施にかかわる自衛隊連絡先の業務妨害等を目的とした電話を容易ならしめる。</p>

<p>2</p>	<p>法令集</p> <p>11 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第7条に基づく日本国防衛庁とアメリカ合衆国国防省との間の手続取極</p> <p>付紙C属紙A 2-11-20 (DSN電話番号)</p> <p>付紙C属紙B 2-11-21 (DSN電話番号)</p> <p>付紙C属紙C</p> <p>付紙C属紙D 2-11-23 (DSN電話番号)</p> <p>付紙D属紙A 2-11-25</p> <p>付紙D属紙B 2-11-26</p> <p>付紙D属紙C 2-11-27</p> <p>付紙D属紙D 2-11-28</p> <p>付紙D属紙E 2-11-29</p> <p>付紙D属紙F 2-11-30</p> <p>付紙D属紙G 2-11-31</p> <p>付紙D属紙H 2-11-32</p> <p>付紙D属紙I 2-11-33 2-11-34</p> <p>付紙D属紙J 2-11-35 2-11-36</p>	<p>米軍の局線, FAX, DSN電話, DSN・FAX, メッセージ住所及び郵送住所が記載されており, これを公にすることにより, 我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。</p>
----------	---	---

付紙 D 属紙 K 2 - 1 1 - 3 7	
付紙 D 属紙 L 2 - 1 1 - 3 8	
付紙 E 属紙 A 2 - 1 1 - 4 0	
付紙 E 属紙 B 2 - 1 1 - 4 1	
付紙 E 属紙 C 2 - 1 1 - 4 2	
付紙 E 属紙 D 2 - 1 1 - 4 3	
付紙 E 属紙 E 2 - 1 1 - 4 4	
付紙 E 属紙 F 2 - 1 1 - 4 5	
付紙 F 属紙 A 2 - 1 1 - 4 7 2 - 1 1 - 4 8	
付紙 F 属紙 B 2 - 1 1 - 4 9	
付紙 F 属紙 C 2 - 1 1 - 5 0 2 - 1 1 - 5 1	
付紙 F 属紙 D 2 - 1 1 - 5 2	
付紙 F 属紙 E 2 - 1 1 - 5 3	
付紙 F 属紙 F 2 - 1 1 - 5 4	
付紙 F 属紙 G 2 - 1 1 - 5 5	
付紙 F 属紙 H 2 - 1 1 - 5 6	
付紙 G 2 - 1 1 - 5 7	
付紙 H	

<p>2-11-58  付紙 I 属紙 A  2-11-60  2-11-61  付紙 I 属紙 B  2-11-62  付紙 I 属紙 C  2-11-63  付紙 I 属紙 D  2-11-64  付紙 I 属紙 E  2-11-65  付紙 J  2-11-66  TAB A/ANNEX C  2-11-86 (DNS Telephone)  TAB B/ANNEX C  2-11-87 (DNS Telephone)  TAB D/ANNEX C  2-11-89 (DNS Telephone)  TAB A/ANNEX D  2-11-90  TAB B/ANNEX D  2-11-91  TAB C/ANNEX D  2-11-92  TAB D/ANNEX D  2-11-93  TAB E/ANNEX D  2-11-94  TAB F/ANNEX D  2-11-95  TAB G/ANNEX D  2-11-96</p>	
--	--

TAB H/ANNEX D 2-11-97	
TAB I/ANNEX D 2-11-98 2-11-99	
TAB J/ANNEX D 2-11-100 2-11-101	
TAB K/ANNEX D 2-11-102	
TAB L/ANNEX D 2-11-103	
TAB A/ANNEX E 2-11-104	
TAB B/ANNEX E 2-11-105	
TAB C/ANNEX E 2-11-106	
TAB D/ANNEX E 2-11-107	
TAB E/ANNEX E 2-11-108	
TAB F/ANNEX E 2-11-109	
TAB A/ANNEX F 2-11-110 2-11-111	
TAB B/ANNEX F 2-11-112	
TAB C/ANNEX F 2-11-113 2-11-114	
TAB D/ANNEX F 2-11-115	
TAB E/ANNEX F 2-11-116	
TAB F/ANNEX F	

2-11-117 TAB G/ANNEX F 2-11-118 TAB H/ANNEX F 2-11-119 ANNEX G 2-11-120 ANNEX H 2-11-121 TAB A/ANNEX I 2-11-122 2-11-123 TAB B/ANNEX I 2-11-124 TAB C/ANNEX I 2-11-125 TAB D/ANNEX I 2-11-126 TAB E/ANNEX I 2-11-127 ANNEX J 2-11-128 の一部	
---	--